

長浜市空家等に関する条例と同施行規則の関連について

条例

規則

目的（1条）

趣旨（1条）・条例の施行に関し必要な事項を定める

定義（2条）

定義（2条）・条例の用語を使用する

(2) 特定空家等
(長浜市の基準に該当するもの)

基本理念（3条）

責務・役割（4条～10条）

情報提供（11条）

口頭・文書・電話・メール・ファックス・手紙等あらゆる手段を可とするため、規則で定めない

実態調査（12条）

実態調査（3条）・職員証を携帯し提示する
・敷地内立入調査を行う前に**通知**する
・長浜市特定空家等判断基準をもとに行う

予防（13条）

活用（14条、15条）

特定空家等の認定（第4条）・前条実態調査結果を基に、特定空家等判断基準に基づき行う

適切な管理（16条～20条）

18条（助言及び指導）

助言及び指導（第5条）・助言：口頭又は文書により行う
・指導：**指導書**により行う

19条（勧告及び標識の設置）

勧告（第6条）・勧告：**勧告書**により行う

標識の設置（第7条）・標識設置通知：**通知書**により行う

20条（命令、公表及び標識の設置）

命令（第8条）・命令：**命令書**により行う

緊急安全措置（21条）

緊急安全措置（第9条）・履行通知：**履行通知書**により行う
※実施予告は命令書に掲載する
・費用請求：**費用請求書**により行う

連携（22条）

雑則（10条）・ほか必要な事項は、別に定める

委任（23条）